

**テーマ** : 担保法制見直し中間試案

### 中間試案の概要

法制審議会担保法制部会（堂垣内弘人座長）は、昨年12月6日、「担保法制の見直しに関する中間試案」（中間試案）を取りまとめ、本年3月20日まででパブリックコメント手続を終了した。中間試案においては、資金調達方法の多様化の観点から、主として、動産・債権の譲渡担保に関する新担保法制の検討が提言されているので、以下概説する。

### 動産等に関する新担保法制の概要

- (a) 現在、民法上、動産に関する物権取得の對抗要件は「引渡し」（178条、占有改定を含む。）であると解されているため、動産担保については、占有改定のうえ明認方法などによる間接占有の公示を行う方法が一般的である。また、集合動産譲渡担保についても、動産の特定性と占有の公示が必要であると解されている。さらに、動産の法的同一物である損害賠償請求権に対して物上代位しうるか、という問題もあり、動産担保は、実務上債権保全手段としての重要性は低いと認識されている。
- (b) そこで、中間試案においては、以下の提言がなされている（主要なものを列挙）。
- ① 新担保法制の整備によって、動産についても後順位担保権を設定し、または順位の譲渡変更を可能にする。
  - ② 集合動産譲渡担保についてその特定範囲に関する新たな規律を設ける。
  - ③ 現在引渡しに代わる公示手段として行われている「動産債権譲渡特例法」による登記につき、對抗要件として登記優先ルール（先に占有改定による引渡しがあっても先登記譲渡担保権者が優先する）を設定する。
  - ④ 動産債権譲渡登記制度に関連担保目録制度を導入し、可能な限り同一財産についての担保情報を一覧的に公示することにより、登記外担保権者調査の負担を除去する。

### 実務上の留意点

以上のような新担保制度の整備、特に登記優先ルールによって担保権者相互の優先関係が明確化されれば、動産譲渡担保についても、ある程度の実効性は確保できるのではないと思われる。他方、高額な動産を担保設定によって流動化する手段を整備すること自体は、必要かつ有用であり、今後の新担保法制の具体的内容が注目される。しかし、新担保法制においても、譲渡担保権の速やかな実行手段が認められるかどうか明らかなでないこと、動産担保については私的実行の際の清算義務の範囲が一義的に明確ではないこと、そもそも動産自体の担保価値はさほど高いものではないことなどを考え合わせると、新担保法制の整備によって動産譲渡担保の利活用が直ちに促進されるとは考えにくい。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願いいたします。

なお、アクトワンリーガルレポート vol.104 は、「えるぼし認定制度」（23C39）の予定（2023/9 発行予定）としております。

以上